

健健発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等の印刷及び発送について

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保について、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和 2 年 12 月 17 日付け厚生労働省健康局長通知)等により、現時点での情報とその具体的な事務取扱等をお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種のために、新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等の印刷及び発送について、下記のとおりまとめたので、内容を御了知の上、管内市町村へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 接種券等の印刷物について

市町村が、当該市町村における新型コロナウイルスワクチンの接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であることの確認に用いるため、接種券等を対象者へ送付することとしている。

各市町村は本通知に基づいて接種券等の印刷及び発送に必要な対応を行うこと。

2 対象者について

新型コロナウイルスワクチンの接種は厚生労働大臣が接種の指示を行う際に対象者を指定することとなる。この対象者について、原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外されることとなる。

また、新型コロナワクチンの接種を受ける日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住

民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認める者についても、当該接種者の同意を得た上で、接種を実施することができる。

3 接種券等の印刷及び封入封緘について

接種券等については、住民基本台帳に記載されている者のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者個人ごとに市町村が送付することとなるが、すべての接種対象者の接種券等について全国一斉に印刷及び封入封緘(以下「印刷等」という。)を行った場合、印刷等の処理が逼迫し、地域ごとに印刷等の時期に差ができるおそれがある。このため、接種順位等の発送区分ごとにデータ抽出の基準日を設定し、段階的に接種券等の印刷等を行うこととする。

一方、データ抽出の基準日同士が近い等の理由により、複数の発送区分の印刷等のスケジュールが重複する場合は同時に印刷等を行って差し支えない。この際、発送区分ごとに発送を行うことができるように、接種券等を発送区分ごとに保管すること。接種券等を一定期間保管する必要がある場合は、鍵付きの倉庫等に保管することとし、個人情報の紛失等が起こらないように留意するとともに、高温多湿の環境に保存せず、冷暗所に保存すること。

また、各発送区分のデータ抽出の基準日から発送期間の末日までの間に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者であって、当該区分に該当する者のうち、接種券等を送付していない者について、追って接種券等の印刷等を行う。

各発送区分の発送期間の末日より後に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者については、接種対象者又は代理人からの申請に基づき印刷等を行う。

なお、接種順位が上位の医療従事者等に対する接種を行う際には、接種券を用いないため、接種券等の印刷等にあたり医療従事者等を把握する必要はない。

具体的な発送区分のごとの印刷時期等は以下のとおり。

	発送区分 (令和4年3月31日時点での満年齢に基づく)	印刷期間	データ抽出の基準日
1	75歳以上	令和3年3月5日まで ※4で想定される発送期間を見ながら、可能な限り早期に印刷を開始すること	令和3年1月1日
2	65歳以上 75歳未満	令和3年3月5日まで ※4の想定される発送期間を見ながら、可能な限り早期に印刷を開始すること	令和3年1月1日
3	それ以外の者 ※60歳～64歳、50～59歳、40～49歳、30～39歳、20～29歳の区分で印刷しておく。19歳未満の区分については追ってお示しする。	令和3年4月23日まで	令和3年4月1日

4 発送について

接種券等については、発送区分ごとに発送することとする。発送にあたっては、郵便事業者等と持ち込み日時等について事前に調整を行うこと。

データ抽出の基準日から発送を行うまでの間に住民基本台帳から削除された者について、各自治体において、可能な範囲で抜き取り処理を行うこと。なお、医療従事者等について、接種券等の発送の対象から除く必要はない。

発送を行った後に郵便物が宛先不明等の理由で返戻となった場合に、市町村において調査を行い再度発送する必要はない。

また、各発送区分のデータ抽出の基準日から発送期間の末日までの間に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者であって、当該区分に該当する者のうち、接種券等を送付していない者について、すみやかに発送を行う。

各発送区分の発送期間の末日より後に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者については、接種対象者又は代理人からの申請に基づき発送を行う。この際、窓口において交付することも差し支えない。発送等に当たって、当該接種対象者が、接種券を既に持っている場合は、可能な限り回収することとし、既に接種を受けている場合は、接種券及び予診券を台紙からはがし、接種済証は接種対象者へ返却することとし、接種を受けていない場合は台紙ごと回収すること。

具体的な発送区分ごとに想定される発送期間は以下のとおり。なお、今後の状況により、変更することがある。

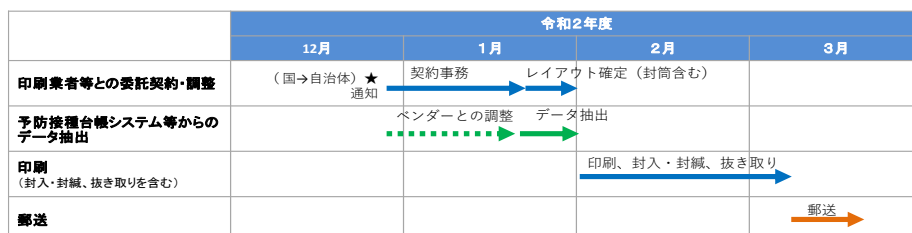
	発送区分	想定される発送期間
1	75歳以上	令和3年3月1日から令和3年3月12日まで
2	65歳以上 75歳未満	令和3年3月1日から令和3年3月12日まで
3	それ以外の者	具体的な期間は追って示すが、4月中に発送できる準備を行っておく必要がある。

5 スケジュールについて

接種券等の印刷等、最初の発送のスケジュールの例は以下のとおり。

全国民の接種券等の印刷・封入封緘・発送作業を集中した時期に行う大規模なプロジェクトであるうえに、接種券等を印刷する用紙や印刷機に限りがあると考えられることから、契約先の印刷業者等が見つからないことが考えられる。

そこで、まずは全市町村において予定される印刷事業者等に対し、1月7日(木)までに対応可能かどうかを照会し、対応可能な印刷業者等が見つからない場合、1月8日(金)までに、厚生労働省健康局健康課予防接種室へ連絡すること。



6 発送物

発送物の一覧は以下のとおり

通知物	仕様
【送付物】	<p>・封筒</p> <p>原則として、以下の仕様とする。ただし、既存の封筒で対応する場合は、仕様は問わない。</p> <p>仕様:235mm×120mm(長形3号)、内込、窓付き、アラビアインサータ</p> <p>使用材料:晒クラフト 80g 又は 70g</p> <p>印刷:裏表面2色、内面1色</p> <p>窓仕様:1つ窓、セロファン素材</p> <p>・同封物</p> <p>1) 以下の①～④が一体となった送付用紙1枚</p> <p><u>※ 以下(送付用紙のイメージ)に示す縦幅9インチを二つ折りにして封入する。もしくは、接種券の仕様およびサイズを保った様式で印刷・封入すること。</u></p> <p>① 宛名送付状</p> <p>② 予防接種券2回分</p> <p>③ 予診のみ券2回分</p> <p>④ 予防接種済証</p> <p>2) 事業案内 1 枚 <u>※厚生労働省 統一様式(A4 版)</u></p> <p>※配達完了までに第三者が内容を閲覧できない状態とすること (記載内容が透けないよう配慮すること。)</p> <p>※厚生労働省 統一様式はパワーポイントの様式で提供することを想定しており、市区町村において適宜加工して構わない。</p> <p>※このほか必要に応じ、市町村からの案内を若干枚同封することは差し支えない。</p>

7 様式

新型コロナウイルスワクチンの接種について、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情により、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する必要がある。このため、様式について自治体で独自に定めると、接種事務、請求支払事務等において、混乱を招きかねないことから、原則国が示した様式により印刷等を行うこととする。

送付用紙の様式については、以下のとおりとする。

項目	仕様
サイズ	縦幅9インチ、もしくは接種券の仕様およびサイズを保ち長形3号封筒に収まるものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①～④が一体となっていること。 ① 宛名送付状 ② 予防接種券2回分 ③ 予診のみ券2回分 ④ 予防接種済証 ②③④の配置は、変更しないこと。

(送付用紙のイメージ)

案

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
厚生 太郎

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。
年齢等により接種いただける時期が異なります。
ご自身の接種の時期が来るまで、こちらのクーポン券は大切にお持ち下さい。

接種券		診察したが接種できない場合		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証 (臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19	
券種	2 ワクチン接種 1 回目	券種	1 予診のみ 1 回目	1回目	接種年月日
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	2021年
券番号	1234567890	券番号	1234567890	月 日	月 日
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	接種場所	クーポン/Lot No. (シール貼付け)
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		2回目	
券種	2 ワクチン接種 2 回目	券種	1 予診のみ 2 回目	接種年月日	2021年
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	月 日	月 日
券番号	1234567890	券番号	1234567890	接種場所	クーポン/Lot No. (シール貼付け)
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	氏名	
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		厚生 太郎	
<p>接種を受ける方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。 				住所	
				〇〇県〇〇市〇〇 999-99	
				生年月日	
				〇〇年 〇〇月 〇〇日 生	
				〇〇県〇〇市長 日本 一部	

予防接種券2回分、
予診のみ券2回分、
予防接種済証の配置は
変更しないこと

接種券の様式については、以下のとおりとする。

接種券様式

項目	仕様
サイズ	予防接種券 1 枚あたり:縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm
紙質	上質紙 52～55Kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目、2回目の接種を想定するため計2枚 ・「予診のみ」の場合に利用する券を計2枚
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・OCR の読取りに影響のない用紙であること ・接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を入れるなどの加工をすること

※上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することについても差し支えない。

接種券の印字内容

No	印字項目	備考
1	券種	「2__ワクチン接種」とし、数字と文字の間を破線で区切ること
2	接種回数	・1回目、2回目 → 計2枚とし、数字と文字の間を破線で区切ること
3	請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村名(都道府県名+市町村名) ・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁) ※支払請求事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい。 ※掲載 URL: https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	<ul style="list-style-type: none"> ・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め) ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	接種者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない。
6	接種情報登録用 バーコード (任意記載事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度
7	OCR ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・代行機関システム入力支援用 ・券種(1 桁)+回数(1 桁)+市町村コード(6 桁)+ 券番号(10 桁・固定値) ※バーコードとの間に 2mm 程度の間隔を設けること

※数字部分の文字フォントとサイズ:OCR B 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の間には 1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること

接種券(予診のみ)の印字内容

No	印字項目	備考
1	券種	「1_予診のみ」とし、数字と文字の間を破線で区切ること
2	予診回数	2回分を用意し、数字と文字の間を破線で区切ること
3	請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村名(都道府県名+市町村名) ・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁) ※支払請求事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい。 ※掲載 URL: https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	<ul style="list-style-type: none"> ・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め) ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	接種者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない。
6	接種情報登録用 バーコード (任意記載事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度
7	OCR ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・代行機関システム入力支援用 ・券種(1 桁)+回数(1 桁)+市町村コード(6 桁)+券番号(10 桁・固定値) ※バーコードとの間に 2mm 程度の間隔を設けること

※数字部分の文字フォントとサイズ:OCRB 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の間には 1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること

接種済証の様式については、以下のとおりとする。

接種済証様式

項目	仕様
サイズ	縦 99.0 mm～105.0mm×横 63.0mm
紙質	上質紙 52～55Kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	以下の情報を記載する接種済証を 1 枚 <ul style="list-style-type: none"> ・1回目、2 回目の接種情報を記載する記入欄 ・被接種者及び接種者情報欄(氏名・住所・生年月日・市町村長名)
その他	最上部の表題、1 回目、2 回目及び接種者等情報欄はそれぞれ切り離すことができないようにすること(ミシン目は不要)

接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	1回目、2回目 → 計2枚
2	接種年月日	医療機関で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー / Lot No.	医療機関で記入もしくはワクチンシール(Lot No)を貼付するため、記入領域を設けること
4	接種場所	医療機関で記入するため、記入領域を設けること
5	接種者氏名	20文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない。
6	接種者住所	送付宛名面と同じ送付先情報を印字すること
7	接種者生年月日	接種者の生年月日を印字すること
8	首長名	「都道府県名＋市町村長名」を記載

※数字部分の文字フォントとサイズ: OCRB 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の間には 1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること

事業案内の様式は追ってお示しする。

(参考) 接種順位の検討状況について

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなる。

これまでの検討によれば、接種目的に照らして、医療従事者等、高齢者及び基礎疾患を有する者を接種順位の上位に位置づけて接種をすることを見込んでいる。

接種順位の上位の者の具体的な範囲については、概ね以下のとおりと見込んでいる。

なお、こうした接種順位については、関係の審議会等における検討や、今後の科学的知見により、見直されることがある。

1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む)に直接医療を提供する施設の医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。)
2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する人 ワクチンの供給量・時期等により、細分化を行う可能性がある。
3	基礎疾患を有する者	1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院/入院している方 ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病(高血圧を含む。) ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病(ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。) ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。) ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。) ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等) ・染色体異常 ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) ・睡眠時無呼吸症候群 2. 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方
4	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員
5	60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う
6	その他の者	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種

また、各自治体における接種対象者数の算定方法の例は以下のとおり

医療従事者等	総人口の3%
高齢者	令和2年度住民基本台帳年齢階級別人口の 65 歳以上の者の合計(市町村別)
基礎疾患を有する者	総人口の6.3% (20 歳～64 歳の場合) 総人口の4.9% (20 歳～59 歳の場合)
高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%
60 歳から 64 歳の者	令和2年度住民基本台帳年齢階級別人口の 60～64 歳以上の者の合計(市町村別)
その他の者	総人口から、高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60 歳から 64 歳の者を除いた人数
総人口	令和2年度住民基本台帳年齢階級別人口(市町村別)

事 務 連 絡
令和2年12月28日

各区市町村保健衛生主管課長 様

東京都福祉保健局感染症対策部
防疫・情報管理課長

新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等の印刷及び発送について

平素、東京都の保健医療行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省健康局長から情報提供がありました。

つきましては、本件について管内関係機関へ御周知くださいますようお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会及び都保健所に対しては、本件について、別途通知していることを申し添えます。

東京都福祉保健局感染症対策部
防疫・情報管理課 防疫担当 岩村、月山
電話 03 (5320) 4485

事務連絡
令和3年1月 日

(宛先) 管理職者

新型インフルエンザ等対策本部長
西岡 真一郎
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン住民接種業務に係る
小金井市の業務継続体制について

小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画(BCP)(以下「計画」という。)に基づく各部局の継続体制を変更・実施する。

1 状況

計画(P5)の業務系継続体制の考え方によると、業務区分は「新たに発生する業務(S)」、「継続業務(A)」、「縮小業務(B)」、「休止業務(C)」の4つに区分するとしている。

この度、新たに発生する業務(S)として「新型コロナウイルスワクチン住民接種」を実施することとなった。このことにより以下の内容を実施する。

2 人員の配置・応援体制

各部局において、新たに発生する業務(S):新型コロナウイルスワクチン接種業務、継続業務(A)、縮小業務(B)の実施に必要な人員について、部内で調整する。

その上で新たに発生する業務(S)を実施するのに必要な人員数、及び休止業務による人数を調査・確認する。本部はその状況を勘案して業務継続のための人員配置を行う。

今週中に福祉保健部健康課は検討し、コロナワクチン住民接種業務等対応職員(保健師を含む)を当面2~3名を内部調整の上配置する。

なお、健康課以外からも業務の連携上必要な部局からの応援を開始する。

健康課以外の課からの応援職員については、2月中に新型コロナウイルスワクチン接種開始(医療従事者等向け)とする国の動きがあることから、早急に対応する。

3 縮小業務(B)・休止業務(C)の実施

令和3年1月から新たに発生する業務(S)(新型コロナウイルスワ

クチン住民接種業務等)を含めた新たな計画を早急に変更策定する。

4 計画の発動と市民への周知

本部において体制が確定次第、計画に基づく市の業務の変更・休止については速やかに市民の皆さんなどにお知らせする。

5 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(仮称)設置について

場所：前原暫定会議室(1階)(令和3年2月1日～2月28日)

前原暫定集会施設(2階)B・C室(令和3年3月1日～)

※3月からは各種入力業務など執務室を兼ねる。

6 その他(緊急事態宣言、緊急事態行動)

令和3年1月7日にも政府は首都圏1都3県に「緊急事態宣言」を発出するとの報道や、8日から31日まで1都3県に「緊急事態行動」、飲食店の営業時間短縮要請、午後8時以降の不要不急の外出自粛を要請するとの報道があります。

小金井市としての対応については今後検討します。